

外国人入国者の増加に対し スムーズな手続きで 日本経済に貢献していく

名古屋入国管理局 藤原 浩昭局長に聞く



藤原 浩昭（ふじわら ひろあき）
昭和 37 年生まれ。61 年 3 月、慶応義塾大学経済学部卒業。同年 4 月、外務省入省。平成 12 年 4 月、在オーストラリア日本国大使館一等書記官。14 年、在ベトナム日本国大使館一等書記官、16 年、在ベルギー日本国大使館参事官、21 年 7 月、外務省領事局外国人課長。26 年 9 月、在南アフリカ日本国大使館公使、28 年 7 月、在ベルギー日本国大使館公使。29 年 2 月より現職。

現在のグローバル社会の中、多くの企業・個人が国の枠組みを超えて活動している。一方で、密入国や不法滞在といった問題も少なくない。外国人の入出国・在留・違反手続・難民認定に関する調査等を行っている、名古屋入国管理局藤原浩昭局長に現状を聞いた。

——国際化時代で入国管理業務は拡大の一途と思われませんが。

藤原 入国管理局の主な業務は、①「全ての人の出入国の公正な管理」、②「外国人の在留の管理」、③「外国人の退去強制」、④「難民の認定」の四つがあります。

①では、日本人を含めた全ての人の出入国の公平な管理を行っています。正当な目的をもって来日しようとする外国人がスムーズに入国し安心して滞在できるようにするとともに、滞在を認めてはならない様な人の入国を阻止することが重要です。そのため、厳格な査証審査のための外務省との連携、入国時の個人情報情報（顔写真・指紋）の提供の義務づけ、偽変造文書鑑識の充実・強化等の取り組みを行っています。

②では、日本に在留する外国人は、上陸時に決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由

に活動することができますが、その在留資格を変更したい、又は在留期間を超えて在留したい場合は、入国管理局で許可を受ける必要があります。入国管理局では審査を通じて、日本国民の利益や治安が害されることがないよう配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。

③では、入管法に違反した外国人に対する退去強制手続を執っています。具体的には、入管法違反が疑われる外国人に対して、違反調査、収容等の手続を入国警備官が行い、その後、入国審査官が違反審査、口頭審理等の手続を行い、退去強制令書を発付して送還します。

④では、我が国は昭和五十六年に「難民の地位に関する条約（難民条約）」に加入し、難民認定制度を設けています。日本にいる外国人から難民認定の申請があつた

場合は、入国管理局において難民であるか否かが審査され、難民と認定されると、難民条約に定められている保護が与えられることになります。

——日本は観光立国をめざしていますか。

藤原 外国人入国者は、平成二十五年に初めて一〇〇〇万人を超え、二十八年には約二三〇〇万人と急増しております。その中で我が国では、三十二年までに訪日外国人四〇〇〇万人を目標とします。観光立国の実現を目指しています。訪日外国人の入国手続をより迅速に行うため、出入国審査を行う入国審査官を増員するとともに、上陸審査待ち時間を活用して個人情報情報を事前に取得するためのバイオカードを主な空港に導入しています。

——少子高齢化で外国人労働者受け入れ問題が指摘されますが。

藤原 外国人労働者の受入れについては、幅広い観点からの政府全体での検討が必要であり、いわゆる単純労働者については受け入れていないのが現状ですが、政府

レベルでは外国人労働者の受入れに関して様々な検討がなされています。二十六年六月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂二〇一四』では、建設分野との人材の相互交流が高い造船分野での外国人の受入れ、介護分野での外国人の受入れ、製造業における海外子会社等従業員の受入れが挙げられています。

本年においては、「技能実習」と「介護」に係る法改正が行われました。二十八年に制定された技能実習法により、本年十一月から「外国人技能実習機構」を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることになりました。

介護については、本年九月から新たな在留資格として介護が創設され、一定の条件を満たした外国人が、介護施設等との契約に基づいて介護又は介護の指導の業務に従事することができるようになりました。

——今後の変化について教えてください。

藤原 出入国管理及び難民認定

法では、出入国する外国人の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が定めることとされています。

現在の計画は、二十七年九月に策定された「第五次出入国管理基本計画」です。同計画では、「我が国社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと」が基本方針の一つになっています。

具体的には、①専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進、②高度人材外国人の受入れの推進、③緊急に対応が必要な分野等における外国人の受入れ——です。

三十二年頃までは、同方針に従った施策を実施していくこととなります。

いわゆる単純労働者や現行制度では受け入れてない外国人の受入れについては、日本人労働者等の確保のための努力の状況、その上でなおかつ外国人労働者の受入れを必要とする分野、具体的なニーズ、受け入れることによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な管理体制の構築などを検討す

る必要がありますので、政府全体として、様々な検討を加えた上で、方針を決定していくこととなると思われま。

——最後に抱負をお願いします。

藤原 第一に、日本政府としては、三十二年までに外国人入国者四〇〇〇万人という野心的な目標を立てています。昨年は年間約二三〇〇万人の入国者数ですが、近年の伸びは著しく、この目標を達成するために名古屋入管局長として、中部国際空港やクルーズ船受入れなどで厳格かつ迅速な審査を実施し、外国人観光客等の入国をすすめながら、好ましくからぬ外国人の入国は排除することで、地域経済の活性化と地域社会の安全の確保とともに実現したいです。

第二に、これからの日本の経済、社会をより活力あるものにしていくには多様な外国人人材を受け入れていくことが求められるようになります。東海地区はもとより外国人の在留の方々が多くおられますが、ルールに基づき外国人と地域社会が安心できる社会をめざしたいです。